



大分市指令第1501号

# 許 可 証

住所 大分市大字羽田1060番地の4

氏名 三藤商事株式会社

代表取締役 佐藤 正己

令和元年7月4日付けで許可申請のあった一般廃棄物処分量については、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により次のとおり許可する。

令和元年7月26日

大分市長 佐藤 樹一郎



- |                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 1. 許可期間                         | 令和元年7月26日から<br>令和3年7月25日まで   |
| 2. 処分(最終処分を除く。)<br>最終処分の区分      | 中間処理(熔融固化、圧縮・梱包)   |
| 3. 一般廃棄物の種類                     | 事業系ごみ(紙くず、機密文書、木くず)  |
| 4. 処分の方法                        | 熔融固化施設による紙くず、機密文書、木くずの熔融固化<br>圧縮梱包施設による紙くずの圧縮・梱包   |
| 5. 処理施設の設備場所<br>及び処理能力          | 裏面に記載  |
| 6. 処分(最終処分を除く。)<br>後の一般廃棄物の処理方法 | 熔融固化した紙くず、機密文書、木くずは、固形燃料(RPF)と<br>して製紙会社へ引き渡す。<br>圧縮・梱包した紙くずは、製紙原料として製紙会社に引き渡して<br>再資源化する。 |
| 7. 許可の条件                        | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに大分市廃棄物の<br>減量及び適正処理等に関する条例等関係法令を遵守すること。                                 |

## 処理施設の設備場所及び処理能力

- (1) 種類 : 紙くず、機密文書、木くず  
施設の種類 : 熔融固化施設  
設置場所 : 大分市西新地1丁目159番地  
処理能力 : 4.8t/日(8時間/日)  
設置年月日 : 平成17年5月24日(基準適合通知交付年月日)
- (2) 種類 : 紙くず  
施設の種類 : 圧縮・梱包施設  
設置場所 : 大分市西新地1丁目159番地  
処理能力 : 4.976t/日(8時間/日)  
設置年月日 : 平成17年5月24日(基準適合通知交付年月日)

(以下余白)